

対内直接投資等に係る「社債の取得に関する届出書」の記入の手引

1. 届出が必要な取引又は行為

外国投資家（注1）が本邦にある会社（以下「発行会社」といいます。）の発行した社債で、取得日から元本の償還日までの期間が一年超であり、その募集が特定の外国投資家に対してされるものを取得する（居住者外国投資家が行う本邦通貨をもって表示される社債の取得を除く。以下「社債の取得」といいます。）場合（注2）であって、次のいずれかに該当するもの。

- （1） 発行会社又はその子会社若しくは議決権半数子会社（注3）の事業の中に、事前届出業種（*）が含まれている場合。

* 事前届出業種とは、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第一及び別表第二に掲載されている業種に該当する業種並びに別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲載されている業種を除く。）をいいます。事前届出業種は、定款上に記載されている事業目的に限定されず、投資先企業が実際に行っている具体的な事業が含まれますのでご注意ください。

- （2） 外国投資家の国籍又は所在国（地域を含む。）が日本及び「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国又は地域以外の場合。

ただし、相続又は遺贈により社債を取得する場合は届出不要です。また、①特定の外国投資家による実質株式（注4）ベースの出資比率及び実質保有等議決権（注5）ベースの議決権比率のいずれもが密接関係者（対内直接投資等に関する政令第2条第19項に定めるものをいいます。）と合わせて10%未満の居住者外国投資家（上場会社等に限る。以下「特定上場会社等」といいます。）による社債の取得（注6）②組合等が行う対内直接投資等に相当するものに伴って行われる当該組合等の組合員による社債の取得及び、③取得条項付株式又は取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する社債の取得も、届出不要です。

（注1） 次の事業を営む者（以下「金融機関」といいます。）が業として当該社債を取得する場合は、対内直接投資に該当しませんので、届出の対象ではありません（この場合、当該社債を居住者より取得したときは、資本取引に該当し、別途居住者が報告を提出する必要がある場合があります。）。

- a 銀行業、信託業、保険業又は金融商品取引業を営む者。
- b 業としての金銭の貸付けを主として行う者。

（注2） 次のいずれにも該当する社債の取得が対象です（それ以外の社債を居住者より取得した場合は、資本取引に該当し、別途居住者が報告を提出する必要がある場合があります。）。

- a 当該社債の取得後において当該外国投資家が保有する発行会社の社債の残高が1億円に相当する額（注7）を超える。

- b 当該社債の取得後において当該外国投資家が保有する発行会社の社債の残高と、当該外国投資家から発行会社への金銭の貸付け（注8）の残高の合計額（注9）が、当該社債の取得後における発行会社の負債の額として定める額（注10）の50%に相当する額を超える。

（注3） 発行会社の子会社とは、会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、発行会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務及び事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特定目的会社以外の会社等（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人及び法人格を有しない組合等も含まれます。

また、発行会社の議決権半数子会社とは、発行会社（その子会社を含む。）が総議決権の50%を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）であって、当該発行会社の子会社に該当しないものをいいます。

（注4） 実質株式とは、議決権等行使等権限（株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は当該議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限をいいます。）が株式を所有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該株式を所有するものが当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合の株式以外の株式をいいます。

（注5） 実質保有等議決権とは、議決権行使等権限（株主としての議決権を行使できる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限をいいます。）が保有等議決権（直接保有するものだけでなく、一任運用、議決権代理行使受任及び議決権行使等権限に係る議決権を含む。）を保有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該保有等議決権を保有するものが当該保有等議決権を行使できない場合の保有等議決権以外の保有等議決権をいいます。

（注6） 上記ケースにおける特定の外国投資家自身が、特定上場会社等である場合には、そのものからの実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率が10%以上であっても手続免除の対象となります。このように、特定上場会社等以外の特定の外国投資家又はその子会社からの実質株式ベースの出資比率及び実質保有等議決権ベースの議決権比率が密接関係者と合わせて10%未満の居住者外国投資家のことを「特別上場会社等」といいます。また、特別非上場会社（特別上場会社等を除く、いずれの外国投資家からも出資を受けない居住者外国投資家（非上場会社に限る。）のことをいいます。）による社債の取得も、届出不要です。

（注7） 外貨の場合は外為法第7条に定める「基準・裁定外国為替相場」により換算して下さい（以下、金額の換算については同様です。）。

（注8） 外国投資家が本邦に主たる事務所を有する法人に対し金銭を貸付ける場合であって、次のいずれかに該当するものを除きます。

- a 銀行業（国際復興開発銀行及びアメリカ合衆国輸出入銀行を除く。）、信託業、保険業又は金融商品取引業を営む者、若しくは業としての金銭の貸付けを主として行う者がその業務として行った金銭の貸付け。
- b 居住者外国投資家の本邦通貨による金銭の貸付け。

- c 期間が一年以下である金銭の貸付け。
 - d 当該外国投資家による貸付け後における残高が1億円に相当する額以下の金銭の貸付け。
- (注9) 対内直接投資等に関する政令第2条第19項に定める密接関係者の分を含みます。
- (注10) 当該社債の取得を行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表(当該直前の事業年度がない場合は、直前の貸借対照表)の負債の部に計上した額と当該取得した社債の金額とを合算した額とします。

2. 届出の時期

取得の日前6か月以内に届出をして下さい。非居住者外国投資家が届け出る場合は、居住者である代理人が届出をして下さい。

3. 提出書類及び提出部数

「社債の取得に関する届出書」(別紙様式第七)・・・3通

4. 名宛大臣

届出書の宛先には元から「財務大臣及び事業所管大臣」と記入されています。加えて、届出書の記入要領の指示に従い、上記1.(1)の事前届出業種に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記してください。

5. 届出書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ)

(2) 本届出書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

(日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本届出書を送信する場合の留意点)

- ◎オンラインシステムは6:00~22:00まで利用可能ですが、**当日日付で受理することが可能な受付締切時刻は15:30**です。ただし、15:30までに受付けた届出書のうち、不備があるものや届出者に追加的な確認の必要があるもの等は、受理年月日が受付日の翌営業日以降となることもあります。ご留意下さい。
- ◎添付する届出書は、日本銀行HPに掲載の**エクセル形式の書式**をご利用ください。
- ◎届出者又は代理人欄にある住所は、今後の手続きに必要な郵便物をお届けしますので、**郵便番号から正確に**記載してください。また、電話番号は**日中繋がる電話番号を記載**してください。
- ◎「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「**送信日**」を入力して下さい。
- ◎受理された届出書は「受理番号」を付し、「届出受理証」として交付(郵送)いたしますので、大切に保管してください。
郵送物には、今後の手続き等を説明する書類「今後のお取扱いについて」を同封いたしますので、必ずお読みください。